

お知らせ

◎農地の適正な管理を お願いします

耕作されていない農地をそのまま放置すると、雑草が生い茂り、火災や不法投棄等の原因となったり、害虫の発生や有害鳥獣のすみかになる等、周辺の農地や生活環境にも悪影響を及ぼします。

耕作していない農地がある方は、草刈り等の自己保全や、農地中間管理事業等を活用し、新たな耕作者に貸すなどして農地の適正な管理をお願いします。

◎農地を農地以外に利用 (転用)する場合は許可 が必要です

農地に家やお墓を建てたり駐車場や資材置場として利用する場合は、工事を始める前に農地転用許可を受ける必要があります。農地でないと思っている土地でも地目が農地の場合がありますので必ず確認をしてください。

この許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命

令がなされる場合があります。

▼違反転用

・3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

▼市街化区域内の農地転用

市街化区域内の農地転用の場合は、農業委員会への届出が必要です。

▼農業用施設用地への転用

自己の農地を農業用倉庫など、農業経営に必要な施設に転用する場合は、面積が200㎡未満であれば、許可の必要はありませんが、必ず農業委員会へ届出が必要です。

■問い合わせ

いの町農業委員会事務局

☎893-1115

吾北総合支所産業課

☎867-2313

本川総合支所産業建設課

☎869-2115

■問い合わせ 総務課

☎893-1113

お知らせ

町民講座 いの元氣塾開催

「町民講座 いの元氣塾」の第9回目を左記の日程で開催します。町内にお住まいの方ならどなたでも参加していただけます。多数の方の受講をお待ちしています。

▼日時

3月9日(金)
13時30分～15時頃

▼場所

役場本庁舎いのホール

▼内容

和楽器を楽しむ

▼講師

吾北清流太鼓 一番風

曾我部 旭さん

▼受講料 無料

■問い合わせ

教育委員会事務局

☎893-1922

お知らせ

緑の募金へご協力を

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく募金です。

3月1日(木)から5月31日(木)は、春の「緑の募金強化期間」になっています。

皆様から寄せられた募金は、(公社)高知県森と緑の会を通じ、県内の森林の整備、緑化の推進、子どもたちの木や森とふれあう機会の提供、公募による森林ボランティアや市町村の緑化活動への助成などに活用されています。

役場本庁舎及び各支所に募金箱を設置しております。また、町内量販店などにも募金箱が設置されておりますので、ご協力をお願いします。

■問い合わせ
森林政策課
(吾北総合支所内)

☎867-2322

お知らせ

仁淀消防組合 新庁舎で業務開始

仁淀消防組合では、消防庁舎及び伊野分団屯所建て替え工事を平成29年3月に起工し、このたび竣工の運びとなりました。工事中は近隣の皆様には、何かとご迷惑をおかけしましたが、ご協力ありがとうございました。

新庁舎完成に伴い、4月13日(金)に駅南町の仮庁舎での業務を終了し、西町の新庁舎での消防業務を開始します。連絡先は、移転前と同じく

☎893-3221です。

火災、救急など緊急通報は、局番なしの119番におかけください。

なお、4月1日(日)13時に、消防署新庁舎での竣工式で餅投げを行います。

■問い合わせ

仁淀消防組合消防本部

総務課
☎893-3221

